

現金送付型特殊詐欺に対する取締活動の強化について

平成26年12月24日

刑捜二甲達第14号

現金送付型の特殊詐欺事件が多発し、その被害額も多額に上がっている状況を踏まえ、被害を減少させるために取組の強化を指示したものである。

主な概要は、

被害認知時の迅速な対応

送付先に対する捜査の徹底

早期の捜査体制の確立

である。